

## 許可取得のルール

### 許可の取得

- 営業所ごとに許可を取得してください。
- 専ら行商により営業する場合は業者ごとに許可を取得してください。

### 許可証の掲示

営業所の見やすい場所に許可証を掲示しなければなりません。

### 許可の更新

5年ごとに許可更新が必要です。

### 変更の届出

申請内容に変更があったときは、変更内容を届け出なければなりません。

### 手数料

- 許可申請……………10,000円
- 再交付……………1,200円
- 更新申請……………10,000円
- 書換え……………1,500円

## 許可を受けられない方(欠格事由)

- 暴力団関係者
- 禁錮以上の刑に処せられ、5年を経過しない者
- 古物営業法違反や刑法に規定する財産犯の罪等を犯して罰金の刑に処せられ、5年を経過しない者
- 古物営業法等の許可を取り消され、5年を経過しない者  
など

## 条例の対象とならない営業形態

次の営業形態は条例の対象から除外されます。

### ①売却のみを行うもの

自己所有物の売却、バザー

### ②買受けのみを行うもの

鑄造業者、製鋼メーカーなど

## 許可業者(使用済金属類取引業者)の遵守事項

### 本人確認

使用済金属類の買受け等の際に、取引の相手方に身分証明書の提示を求めるなど、確実な本人確認をしなければなりません。

### 取引の記録の作成・保存

使用済金属類を受け取り、又は引き渡したときは、その取引の記録を作成し、3年間営業所に保存しなければなりません。

### 行商の証明書の携帯

- 行商するとき(従業者も含む)は、行商の証明書を携帯しなければなりません。
- 取引の相手方から求められたときは行商の証明書を提示しなければなりません。

### 営業の制限

自らの営業所又は取引の相手方の住居や営業所等以外の場所では使用済金属類を受け取ることはできません。

### 不正品の申告

買受け等をしようとする使用済金属類に不正品の疑いがあるときは、直ちに警察官に申告しなければなりません。

### 品触れ

- 警察署長等から発せられた盗品等の書面(品触れ)を6月間保存しなければなりません。
- 品触れに記載された盗品等を所持していたときは、直ちに警察に届け出なければなりません。

### 差止め

買受け等をした使用済金属類に盗品等の疑いがあるときは、警察署長等の保管命令により保管しなければなりません。

### 従業者名簿

従業者名簿を作成し営業所に保存しなければなりません。

### 防犯対策

保管する使用済金属類の盗難等防止のため、防犯カメラの設置等に努めてください。

## 公安委員会による監督

### 報告徴収・立入検査

- 必要な報告又は資料の提出を求めることがあります。
- 必要により警察職員が営業所・保管場所・解体場所への立入検査を行います。

### 指示・営業停止等

この条例の規定等に違反した場合、指示・営業停止命令・許可取消し等の行政処分の対象となります。

## 禁止事項

- 無許可営業の禁止
  - 名義貸しの禁止
- など

## 罰則

悪質な違反者に対しては**罰則**があります。  
(最高刑で1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)

## お問合せ先

岐阜県警察本部生活安全総務課  
最寄りの警察署生活安全課

058-271-2424(内線3045、3046)